

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の 一部を改正する告示案について（概要）

令和 4 年 6 月
国土交通省

I. 背景

- 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて住宅の省エネルギー性能を一層向上させることが必要であり、長期優良住宅の認定の要件として、高い断熱性や一次エネルギー消費性能など、従来より高い省エネ性能が求められていることから、長期優良住宅の新築の認定に係る省エネ基準を令和 4 年 10 月 1 日に ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）相当の水準に引き上げることを予定している。
- 「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次答申）及び建築基準制度のあり方（第四次答申）について」（令和 4 年 2 月 1 日・社会資本整備審議会答申）において、小規模木造建築物等の必要な構造安全性を確保するために講ずべき施策として、「省エネ化等に伴って重量化している建築物の安全性の確保のため、必要な壁量等の構造安全性の基準を整備する。」とされたことを踏まえ、長期優良住宅に係る省エネ基準の引き上げに対応した耐震基準の見直しが必要である。
- これを受けて、令和 4 年 6 月 10 日に書面開催した「第 4 回長期優良住宅認定基準の見直しに関する検討会」において、長期優良住宅の新築の認定に係る壁量計算を行う場合の耐震基準を引き上げることとしたことを踏まえ、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号。以下「長期使用構造等基準」という。）の改正を行う。

II. 改正の概要

現行の長期使用構造等基準では、新築住宅に係る耐震性の基準（以下「新築耐震性基準」という。）において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく構造計算又は壁量計算により、評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）における耐震等級 2 又は 3 であることを求めている。（長期使用構造等基準第 3 の 2（2））

今般、階数が 2 以下の木造建築物又は枠組壁工法の建築物について、壁量計算により新築耐震性基準に適合させる場合には、耐震等級 3 であることを求めることとする。（評価方法基準第 5 の 1 の 1 - 1（3）ホ①又はへ①b）

また、当該木造建築物又は当該建築物の屋根が軽い材料のもの（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 43 条第 1 項の表の（二））と屋根が重い材料のもの（同項の表の（一）又は（三））について、それぞれの壁量計算の基準を定めている。（評価方法基準第 5 の 1 の 1 - 1（3）ホ①の表 3）

今般、屋根に太陽光発電設備等を設置する住宅については、当該屋根が軽い材料のものであっても、屋根が重い材料の住宅に適用される基準への適合を求めることとする。

Ⅲ. スケジュール（予定）

公布：令和4年 8月上旬

施行：令和4年10月1日